

# 平成27年第1回美幌町議会定例会会議録

平成27年 3月 5日 開会

平成27年 3月23日 閉会

平成27年 3月19日 第11号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名  
(諸般の報告)

日程第 2 議案第 1 2 号～第 4 2 号

○出席議員

1 番	新 鞍 峯 雄 君	2 番	大 江 道 男 君
3 番	中 嶋 すみ江 君	4 番	上 杉 晃 央 君
5 番	早 瀬 仁 志 君	8 番	岡 本 美代子 君
副議長	9 番 坂 田 美栄子 君	10 番	吉 住 博 幸 君
11 番	橋 本 博 之 君	12 番	宗 像 密 瑠 君
13 番	大 原 昇 君	議長	14 番 古 舘 繁 夫 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席説明員

美 幌 町 長	土 谷 耕 治 君	教 育 委 員 会 長	沖 田 滋 君
農 業 委 員 会 長	鈴 木 幸 往 君	選 挙 管 理 委 員 会 長	松 本 光 伸 君
監 査 委 員	高 木 清 君		

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長	染 谷 良 君	総 務 部 長	平 井 雄 二 君
民 生 部 長	藤 原 豪 二 君	経 済 部 長	広 島 学 君
建 設 水 道 部 長	矢 萩 浩 君	病 院 事 務 長	大 村 英 則 君
会 計 管 理 者	植 木 恒 則 君	事 務 連 絡 室 長	中 村 敏 文 君
総 務 主 幹	田 村 圭 一 君	電 算 主 幹	河 端 勲 君
ま ち づ くり 主 幹	露 口 哲 也 君	総 合 計 画 主 幹	那 須 清 二 君
財 務 主 幹	小 室 保 男 君	契 約 財 産 主 幹	石 坂 聡 君
税 務 主 幹	田 中 三 智 雄 君	環 境 生 活 主 幹	大 場 正 規 君
児 童 支 援 主 幹	武 田 孝 司 君	福 祉 主 幹	谷 川 明 弘 君
健 康 推 進 主 幹	佐 藤 和 恵 君	農 政 主 幹	渡 辺 靖 行 君
耕 地 林 務 主 幹	伊 成 博 次 君	商 工 観 光 主 幹	小 室 秀 隆 君
建 設 主 幹	川 原 武 志 君	建 築 主 幹	中 沢 浩 喜 君
水 道 主 幹	澤 畠 雅 俊 君	病 院 総 務 主 幹	但 馬 憲 司 君
事 務 連 絡 室 次 長	三 上 猛 君	教 育 長	平 野 浩 司 君
教 育 部 長	高 木 恵 一 君	学 校 教 育 主 幹	石 澤 憲 君
学 校 給 食 主 幹	石 田 勇 一 君	社 会 教 育 主 幹	荒 井 紀 光 子 君
町 民 会 館 建 設 主 幹	斉 藤 浩 司 君	ス ポ ー ツ 振 興 主 幹	佐 藤 修 君

農業委員会事務局長 西 俊 男 君

選挙管理委員会事務局長  
監査委員室長 小 西 守 君

○議会事務局出席者

事務局 長 高 崎 利 明 君

議事係 長 水 上 修 一 君

次 長 橋 本 美 典 君

議事係 長 寺 田 好 君

午前10時00分 開議

### ◎開議宣告

○議長（古館繁夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これから平成27年第1回美幌町議会定例会第15日目の会議を開きます。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古館繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番大江道男さん、3番中嶋すみ江さんを指名します。

### ◎諸般の報告

○議長（古館繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（高崎利明君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

### ◎日程第2 議案第12号から 議案第42号まで

○議長（古館繁夫君） 日程第2 議案第12号美幌町自治基本条例の一部を改正する条例制定についてから議案第42号平成27年度美幌町病院事業会計予算についてまでの31件を議題とします。

昨日に引き続き、議案第35号平成27年度美幌町一般会計予算についての質疑を続け

ます。

10款教育費176ページから211ページまでの質疑を許します。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） それでは、昨日質問した議員とできるだけかぶらないようにしたいと思っておりますけれども、私は、209ページの河畔公園パークゴルフ場実施設計委託料について質疑したいと思います。

3点ありまして、昨日の質疑の中で示された5つの案から検討して、新設の72ホールということが示されましたが、当然、こういう検討の過程の中で、担当は教育委員会だと思いますが、最終的に町長が決定してこういう予算案を示されていますので、なぜこの中からこの案を町長が判断されたのか、その理由を明確にさせていただきたいと思っております。

それから、2点目は、この決定過程の5案の優劣をどのように比較したのか。特に、それぞれの案の長所、それから欠点もあると思います。それから、事業費も当然違ってまいらると思います。あわせて、でき上がった後の維持管理費についても当然違いがあるのだと思います。それらの優劣について、きちんと資料説明なりを求めたいと。

それから、3点目は、自治基本条例ができてから、主要な施策については、町民・議会と情報を公開しながら共有してやるということに基本はなっていますので、この間、町民との話し合いの状況というか、パークゴルフ協会は関係者ということで十分お話しされていると思っておりますが、その他、民意を聞くという意味で、これまでどのように町民の意見を吸い上げてきたのか。あるいは、パークゴルフ協会と協議するに当たって、この議会に示したような資料を見せたり、私が今求めているようないろいろな観点からの情報提供をしながら意見交換をして、その上で、パークゴルフ協会から、町が提案しているような内容がベストだというような強い要望や意見が果たしてあったのかどうか、その3点について。

1点目は、町長の答弁をいただきたいと思っています。

○議長（古館繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 今、3点の御質問がありまして、中には町長のほうから御答弁いただくものがあると思います。

まず、2点目の優劣ということで、昨日、皆様にお出した図面というのは、5案の比較ということではなくて、経過の説明をするためにお出した図面というふうに御理解いただきたいと思っています。5枚のうち、1枚については、パークゴルフ場の新設を考えるに当たって、滑走路を除いてどういう形ができるかという検討の資料です。それから、2ページ、3ページ、4ページは、当初、54ホールで考えていた部分の流れを、54ホールで考えた案が2パターン、72ホールで考えた案が1パターンという流れであります。最後のページについては、今、報告書が出る予定でありますけれども、その中で最終的にまとめられるという今時点の絵姿をお出した状況であります。

これは、決定ということではございません。あくまでも基本設計の委託ですから、出てきた成果の内部精査をきちんとしなければいけないと思いますし、繰り返しになりますけれども、議員の皆さんにも、当然、説明して、こういう調査の結果としてまとめましたということでの話であって、最終的にそのとおりにやるのか、それとも、内部でこういうところは修正するのかというのは、今後の話だというふうに思っております。

3点目は、その他の民意というか、町民の方々の意見をどういうふうに聞いてきているかというお話だと思います。

先ほど、パークゴルフ協会全体の総意なのかということなのですけれども、私どもの認識としては、パークゴルフ協会の役員の方とも協議をさせていただきました。それは、役員ではあるのですけれども、基本的には全体をまとめたことでの意見ということではないという認識の中では、あくまでもパークゴル

フ愛好家の御意見というふうな認識をしています。

それから、パークゴルフにかかわる皆さんにお声をかけて、役員に出させていただいて協議をしているのですけれども、それも、あくまでもパークゴルフの愛好家の御意見という整理をしています。それはなぜかという、パークゴルフ協会が、全体をまとめてこうだというような形をとっていないというか、当然、協議するときにはそういう話をされています。全てオーケーしているというか、希望している人がいるかどうかと考えたら、総意ではないということも事実であります。そのことは、当然、認識しております。

そういった中でいけば、総じて、新たなどころにパークゴルフ場をつくってほしいというのは全体の意見としてあったのですけれども、総意でここにということではありません。あくまでも、今のところは、パークゴルフ協会の役員の方々、関係団体の皆さんにお声をかけて、その愛好者の多数の意見が私どもの判断材料と整理をしたというふうに考えております。

あとは、今までの流れというか、当初、町長がおっしゃっていた、今回の一つの判断材料として考えていきたいという部分においては、ポイント、ポイントで説明させていただいていますので、町長が考えられている部分については、町長のほうからお話をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、教育長のほうから説明、答弁させていただいたように、最終的に、5ページについて、なぜこの案にしたのだろうというようなお話がありましたけれども、言ってみれば、総合的に判断したということになると思います。

一つには、アクセス道路の問題、クラブハウスを含めた駐車場の位置の問題、なるべく水がつかなくて位置関係がいい場所というようなことも含めまして、総合的に5ページ目に示したような案に落ちついてきたというこ

とであります。（発言する者あり）

民意の問題、どういうふうに吸い上げてきたかということでもありますけれども、私は、平成19年に立候補したときから、パークゴルフ場を新設、整備したいというような思いで、町民の皆さんに訴えてきたわけです。この間、7年10カ月にわたって、このことについては、十分、地域の皆さんの意見もいただきましたし、提言もいただいたということでございます。

それで、現在の位置、そして、現在の配置ということでご気持ちを決めさせていただいたということでございます。

○議長（古館繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） まず、2番目の教育長の答弁から、5案は経過説明の資料だと、今の時点で当然決定ではないと。そして、内部精査もするし、場合によっては修正するようなこともあるという話なのですけれども、私は、なぜこれにこだわっているかということ、72ホールで整備をしたいという実施設計の案として今示されているのですね。そうすると、5番の、今、町長が言った総合的に判断したというのは、それは結果そうなのだろうと思いますが、それぞれの案に、先ほど言ったような、どんな問題点があるのかということをしっかり説明する資料も欲しいです。それから、それぞれの案で事業をやった場合、幾らかかるのか、そして管理費がどの程度かかるのか。こういったものを総合的に情報として議会側に示していただかないと、我々も、予算に対してきちんとした意思決定をしていくという意味では、町民から聞かれたときに、議員としての説明責任を果たすという役割がありますから、当然のこと、そういう内容の情報について、しっかり議会側にお示しいただかないと、やはり、議員としての正しい判断ができないという思いで聞いております。

今、私が申し上げたように、最終的に町長がデータに基づいた総合的に判断をされているのではないかとこのように考えていますの

で、そういう資料を開示していただかないと、議決に対する賛否についてしっかり判断できないという思いですので、その辺の資料があれば、ぜひ求めたいと思います。

○議長（古館繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 今のお話でありますけれども、今回の実施設計においては、最終的に、町長のほうからきのうお示した5パターンの中での腹づもりというか、今の報告の中ではこれが最良になるのではないかとこの話を理解してお話をされているというふうに私のほうは理解しております。

ですから、何度も繰り返しますけれども、最終的な基本設計が成果としてきちんと示されていない状況であります。大体ここまで来ましたけれども、その中で、これから予算的な論議、言うならば、つくり上げることの予算については何も内部で協議していませんし、町長にも、大体これぐらいというのは計算されているという話はしておりますけれども、説明はしていません。

そういった中で、今のパターンの一つの5ページに示した内容で詰めたとすれば、こういう問題があるということで、最終的な部分というのは、繰り返しますけれども、当然、皆さんにもきちんと説明して、その段階で実施設計の総枠の予算を組ませてもらいたいという希望で今回お出ししています。しかし、それイコール、5案で出した状況そのまま実施設計をするのと一緒ではないということは御理解いただきたいというふうに思っております。

ですから、今の段階で、本来であれば、基本設計を全部終えて、その中の全てを皆さんと論議して、実施設計はこれでいくよというのが一つの流れというのは御指摘のとおりだということに理解はしておりますが、町長の一つの公約としてパークゴルフ場をつくるということに対しては、皆さんに理解はいただいているという思いの中で進めている状況であります。その中の、グレードと言ったらおかしいですけれども、どこまで町民の合意を

得てお金をかけてつくれるかというのは、これから実施設計を発注する前に皆さんときちんと協議をして、その中で最終判断を町長にしてもらうものだというふうに私は考えております。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） この問題と町民会館の改築がダブって見えるような気もするのですが、町民会館のほうは、もっと丁寧な準備の上での説明だというふうに理解しています。しかし、パークゴルフ場に関しては、この案でいきたいということは、当然、事業費が幾らかかるとか、あるいは、運営費がこれだけかかると、他の案と比較した上で、町長がおっしゃるように、総合的に判断して、今の時点ではこれで進めたいと。そうだとしたら、そういうものがないと、この実施設計について審議するとき、そういうものは、それでは、いつ、具体的に、この予算は平成27年度予算ですから、もし議決になったとしたら発注していくわけですけれども、それでは、いつ議会に、今、私が求めるような丁寧な資料を出していただいて、なおかつ、民意をさらに探るという意味で、町民の皆さんにもきちんと説明しながら、一方では、町民の意見を聞きながら、議会で最終的な方向性を決めるという意味で、私は、そのものがいつ示されるのかを、今、問い直しているのです。

実施設計を発注する中でそういうものが出てくるのか。普通は、基本計画の中でいろいろな案を検討して、絞り込んでいって、そして実施設計に持っていくというのが一般的なのではないでしょうか。そうすると、今は、その作業は十分されないで、例えば、アバウトな、事業費だとか優劣について一定の成果品が出てくるので、それに基づいて、第5案目のものが総合的にいいのではないかというように私は聞こえたのですが、私が問いかけていることは何かおかしいですかね。

私は、そのことをきちんと情報として出していただかないと、多くの議員が判断に迷う

というのが率直な私の思いです。

今後、どんなスケジュールで私の求めるようなスケジュールが町から示されるのかについてお答えいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 今、上杉委員が話しているように、資料のことを1回目も言っているので、今、3回目で話したように、そういうことを示せるのはいつごろだとか、資料のことについても触れてあげてください。今言えるのならお話しすればいいし、言えないなら言えないで、タイムスケジュールを教えてください。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 資料も含めて、皆様にきちんとお見せできるものというのは、今回の基本設計の委託は3月中でございますので、その中で、当然、金額も、こういうものをつくると概算で幾らになりますよというものが全部示されるというふうな形になっております。当然、維持管理費についても、大体これぐらいかかるよというものを示された中で、内部で協議をして、時期的には選挙ともぶつかるのですけれども、4月に入れば、きちんと整理したものを皆様に示せる、御説明できる資料も含めてお話ができるというふうに担当としては思っております。

○議長（古舘繁夫君） 教育長、4月に入ればといったら、4月1日もだし、4月の中かなとか、4月の終わりごろか、4月に入ればといったら、1日とも言われるよ。もう一回。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 申しわけございません。

時期的にアバウトな言い方ではなくて、4月中に整理をして、5月に入ればきちんと説明できる状況になるというふうに考えております。（発言する者あり）

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 御質問のことですけれども、維持管理費までは、たしか、基本計画では求めていなかったと思います。

事業費についても、超概算的な事業費になると思いますけれども、基本計画ですから、どういう配置にして、どういうアクセスがとれるのか、そういったことを基本的な設計の中で求めるということでもありますので、事業にしても、超概算ということになるかと思いません。

間違っていたら訂正させていただきますけれども、たしか維持費までは委託の中で求めているような気がしますので、維持費については、今の配置ができて、その後、既存のものをどうするかということはこれからの判断になると思います。これこそ、まさに、パークゴルフ協会を含めて、利用者団体あるいは利用者の皆さんの話を聞かなければいけないと思いますし、維持管理費だけが膨らんでも、維持することが困難になって、せっかくなパークゴルフ場をつくらうと思う中で、維持費がかかって全体がだめになるというようなことがないようにはしたいと思っております。

それで、超概算の事業費を含めて、今の段階でお示しできなかったことについては、私のほうでも極めて不適切だと思っておりますので、このことについてはおわびを申し上げたい、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 同じく、209ページのパークゴルフ場のことなのです。

今、上杉議員がいろいろお聞きしたので、重ならないようにとは思うのですが、今、5案が示されました。ただ、きのうからのお話を聞いていますと、3メートルぐらいの差だと水がつかないということとか、交通のアクセスとか、どうしても5の案が最良になるのではないかとこのように受け取れます。

今、町長が、維持費とかがかかり過ぎるということを懸念しなければならぬというような話をされましたけれども、例えば、5案で、これだけ考えているのだったら、大まか

な数字を出していただけるのが本当でないかなと思いますけれども、5月に入ればということでしたね。それはちょっと意外ですけどもね。

パークゴルフ場の新設は、町長の公約でもありまして、平成11年、私が議員になってからもパークゴルフ場に関してはいろいろな話題が出ていました。町長は、先ほど、7年10カ月と言いましたけれども、これからのスケジュールを見ますと、実際に完成するまではあと6年あります。スムーズにいったらあと6年ということですけども、今、パークゴルフ場の計画が新聞報道された後に町長もきつと耳にされているかなと思いますけれども、今後を心配する声も町の中で聞かれます。というのは、72ホールということで、これは広過ぎるのではないかと、身の丈に合ったものでいいとか、遠くなるかといういろいろな話が聞かれます。後世に負担を残すのではないかとこの声も聞かれます。そして、実際に使用の人数なんかも資料として出させていただきましたけれども、やる高齢者が少なくなっていて、さらに6年たてば、高齢化率ももっと高くなるのではないかなというふうに思っています。

この辺をいろいろ鑑みて、例えば、金額を出した中で、この5案から、維持費、工事費を考えて、また考え直すような考えを持っているかどうかをお聞かせ願います。これは、町長にお聞きしたいなと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 6年かかるというのは、何かありましたか。

〔「工事が始まって、使えるようになるまで」と呼ぶ者あり〕

○町長（土谷耕治君） 私は、基本計画をつくっていただいたので、できるだけ早く使えるような推進をしようと思っております。6年というのは、公式でお話したことはないと思いますけれども、ありましたか。ちょっと記憶がありませんけれども、推進をしようと思っているところであります。



あと、先ほど上杉議員の質問に答弁させていただきましたけれども、総合的に判断して今の形というようなことでありますので、事業費についても、先ほど教育長から答弁させていただいたようなことでありますので、そういう御理解をお願いしたい、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 6年というのは、示された資料に出ていたのです。この資料では6年目から使えるということになりますけれども、これが1年ぐらい早くなるのかもしれませんが、高齢化していくというのは当然ですし、スポーツにも、ある程度、やはり、廃りがあったりなんかします。そういうときに、今後を見据えた冷静な判断が必要だと思います。

先ほど教育長に答弁していただいたということなのですが、余りにも大きな計画であれば、見直すという考えが大切ではないかなと私は思います。つくるなということではなくて、ある程度、使いやすくして広々として立派だったらいいかもしれませんが、やはり、後世に残していくものとして、身の丈に合ったというか、使い勝手がよく、余り負担をかけないものにすべきではないかというふうに考えていますが、もう一度、教育長の答弁をいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） パークゴルフ場が完成するまでのスケジュールについては、疑問点整理の中で、教育委員会のほうで示させていただいたものであります。町長のほうからは、答弁したとおり、なるべく早くオープンさせたいという思いであります。私どもとしては、それを時間的に考えれば、最終的に、芝の養生を2年とるか、3年とるかによって、平成32年に供用開始をしたいという資料は皆様にお渡ししています。

それから、今回の基本設計をがんじがらめで作ってきているわけではないのです。あ

までも、これは、一つの判断としてどうなのだろうかという部分の中での進め方をしているということでもありますので、3月には報告書が出るのです。例えば、皆さんにそれをお上げすることは問題ないと思うのですけれども、それを見てこのとおりにやるという話ではないというふうに思っています。当然、予算のこともありますし、中身の精査、そのことをもとに住民の方々の意見を聞くとか、最大のもを皆様にとすることは、議員の皆さんにきちんと説明して、どうするこうするという判断をした中で進める必要があるというふうに考えております。

そういう意味からいけば、概算のお金は報告書の中に出てくると思っております。ただ、維持管理費については、先ほど町長が言ったように、今回、委託の中には入っておりません。ただ、どれぐらいかかるのかも見えなかったら論議にならない部分もあるので、そういう精査をきちんとしなければなりません。そういう意味でいけば、1カ月ぐらい時間をいただかないと、報告書をもって内部できちんと協議して、そして、こういう形だということを示せるのが5月1日以降というような考えをお話しただけでありますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 私の先ほどの6年という話について、発言を訂正させていただきます。

今回の予算に係る資料中で、最終年度が平成32年ということになっていました。いずれにしろ、推進を図って、なるべく短い期間でと思っておりますし、また、一部、供用開始ということも考えられると思います。今の案でいくと、30年には半分でも使えるかなと思っております。

それと、今、年々少なくなっているというお話がありましたけれども、今でも約4万人弱の皆さんがパークゴルフ場を使っているところでありまして。ここ5年以上は、約4万

人ぐらいは利用されているのではないかと  
思っております。また、年によっては多少の  
でこぼこがあると思いますけれども、高齢化  
が進む中、冬はしゃきっとプラザを使ってい  
ただいて健康づくりをしていただく、そし  
て、夏はパークゴルフ場で健康づくりをして  
いただくというようなことで、パークゴルフ  
場ができれば、お年寄りも、通年、運動をで  
きる環境がつけれると思いますので、なるべ  
く早い時期の完成を目指していきたいと思っ  
ております。

美幌町にはいろいろな施設がありますけれ  
ども、後年度にわたって評価されることはた  
くさんあると思います。ただ、しっかりとし  
た計画に基づいて、当初からいいスタートを  
切りたいという思いがあります。

みどりの村もそうだったと思います。最初  
はいろいろな論議がありまして、最初のうち  
は人の入り込みもなかなか少なかったのだ  
すけれども、現在ではかなりの人数に来てい  
ただいているというようなことも含めまして、  
いい施設をできるだけ早くつくりたい、その  
ように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さ  
ん。

○8番（岡本美代子君） 教育長の話はよく  
わかりました。

それと、町長の答弁ですけれども、4万人  
ということなのですけれども、1日券でいえ  
ば、町内の人が約2,000人、町外の人が  
2,000人、75歳以上のシーズン券を買  
う方々は、ばんばんやっていた方だと思うの  
ですけれども、平成22年では318人が2  
6年では90人になっています。この辺も、  
やっぱり冷静な判断をしなければいけない  
と思います。みどりの村というか、博物館で  
すか、ああいうこともありますけれども、で  
きたからいろいろと工夫して、あそこに人を  
入れるような工夫をいろいろとされています  
が、先ほど上杉議員もおっしゃったように、  
自治基本条例ができて、より広く町民の意見  
を吸い上げるような方法もありますので、今

後、そういう方法も使いながら、町民みんな  
に迎え入れられるような施設にさせていただ  
きたいというふうに思います。

終わります。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 私は、この職につ  
いてから7年10カ月がたちますけれども、そ  
の間もいろいろな意見をいただいております。  
議員がおっしゃるように、そういった声  
に応えるためにも、いい施設をつくってい  
きたい、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 12番宗像密瑠さ  
ん。

○12番（宗像密瑠君） ただいまのパーク  
ゴルフ場の件で、引き続きお尋ねしてい  
きたいと思います。

おおむね、上杉議員が言ってくれたので、  
あえて重ねて質問させていただきますが、な  
るべく同じ質問をしないようにしていきたい  
と思います。

ただいまの教育長の意見もよくわかりま  
す。私も、現在、まだ総務文教厚生常任委員  
会のほうに席を置かせていただいております。  
この件に関しても、かなりことは伺って  
まいりました。

今申し上げたように、話は伺ってきてお  
りますが、物事というのは、手続上、きちん  
としなければいけないものがあると思いま  
す。これは、町民との契約行為であります。  
それを任されている議会議員としては、お  
おむねわかったでは判こは押せないのです。

皆さんも、物を買うときに、おおむねわ  
かったよで判こをつけますか。これから何  
億円の買い物をするのに、まあまあこの程  
度は今までお話ししてきたでしょう、気持  
ちもわかるでしょう、それで判こを押せる  
人がいたら大したものだなと思うのです  
ね。こういう話というのは、きちんとしな  
ければいけないことです。

先ほど、教育長さんが、この点、あの点  
に関しては申しわけないと言っていました  
が、申しわけないで判こはつけないのです。  
そう

思いませんか。やれるところまで見なかったら判こを押せないという意味ではありません。ですから、議会側としては、全員とは言いませんが、少なくとも我々常任委員会の中では、パークゴルフ場をほかに求めるという案ではなくて、現在の場所ですらよろしいのではないですかという話をしたのは町長も御存じのことだと思います。私は、今もその気持ちは変わっておりません。それなのに、ああそれなのだという言葉がありますけれども、なぜ、ここにきて5割、6割の図面しか出てこないのか。ですから、全く予想もしない72ホールなんて出てくる。

質問の機会は3回しかありませんので、ちょっと長目にお話ししますけれども、このスカイスポーツの場所というのは、町長も御存じのように、非常に思い入れの深いものであります。まして、違反行為を重ねてまでやったスカイスポーツです。そこを、ある日突然、全部更地にしてパークゴルフ場にしますよなんていうのは、考えがわかっていても、54ホールでもできるのに、なぜ72ホールまでと。

今回いただいた図面でも、今、既存のホールのことは何も書いていない。やはり、両方を並べておいて、一つの図面の中で、今度の提案1、提案2、提案3、提案4を見てわかるように、こういうぐあいになりますよというのならわかるのです。まだ解決しなければならぬ、クリアしなければならぬ問題が残っているのにもかかわらず、こういうぐあいに進めてくると。物すごく気持ちはわかるのです。

なぜかと申しますと、過去において、そういうやり方で成功した事業は私には記憶がありません。みんな、やや8割消化ぐらいで判こを押してきたのです。それは何か、行政はこのまま走るのだろう、もうこれはストップできないなんていうことで進めてきたものはかなりあるのです。

町長は、先ほど、みどりの村の話をされましたが、そういう例え話は余りよくないと思

います。それでは、みどりの村が今のようになるためにはどのぐらいのお金をかけましたか。そういう話になるのです。

それで、あれをつくるときに、町民は、何十億円、何百億円をかけてもみどりの村を成功させるのだなんていう話は聞いたことはありません。ましてや、財政が苦しくなったら、私が議員になった当初から、何であんなものをつくったんだ、何であんな金食い虫をつくったんだという話は嫌というほど聞いてきました。それを、まあまあ、辛抱して、植えた種は必ず咲くものだよ町民に訴えながら、今、町長も御存じのようにだんだんよくなって、ああ、やってよかったなど。

しかし、苦しいときに、今度はあれの二の舞ぐらいのいいやつをつくらうや、そのかわり何百億円かかりますよ、そうなるまでに何年かかるかななんて言ったら、誰も返事はしません。そのときの事業の勢いというものもあります。教育長の話もよく理解できます。

とするならば、私は、今議会会でなくても、もう二、三カ月練って、出せるような状態にしてからでもまだ間に合うと思います。私は、つくることには大賛成です。ですから、条件の合う書類をそろえて、どうぞ判こを押してくださいと持ってくるべきだと私は思います。

3回のうち、1回目は長いですが、今の話で何か御意見があればお伺いします。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 今、いろいろお話をいただきましたけれども、その中で、きのうの冒頭、この問題に関して御質問をいただいたときにおわびしているということは事実であります。それは、本当に、皆様にきちんと経過を説明してこなかったということに対しての私の反省というか、皆さんに対するおわびということでもあります。（発言する者あり）

それで、私の中では、一つは、今回、こういう形でお出ししたという部分でいけば、先ほど、町長のほうから、少しでも早くパーク

ゴルフ場を整備したいという意向もありまして、そういった中でいけば、全体の流れのスピード化を図るためには、基本設計の次の実施設計を継続してできるような形での予算措置をしていただきたいという部分であります。

その中で、当然、皆様も、どの時点でそのものが明確になるかということを考えれば、その置き去りになっている部分については、先ほど来、同じことの繰り返しになりますけれども、今回の基本設計が出てきた段階で、それをもう一回、内部できちんと精査して、皆様にお話をして、御意見をいただいた中で最終的に町長が判断して、こういう形で実施設計に臨みたいと、そういう機会を持てると思っておりますし、今もそういう考えです。

そういった中でいけば、今回の実施設計を概算の大きい枠の最大値の中での予算計上をさせていただいて、今後、皆様ときちんとお話を進めていきたいという部分については変わっておりませんので、御理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、教育長から答弁させていただいたように、私も、その前の議員への答弁のときに、手続上、不手際があったというようなこととおわび申し上げましたので、そのことについては、今の気持ちに変わりはございません。

私は、みどりの村のお話をさせていただきましたけれども、多分、いい施設をつくるというのは、どの時代も同じだと思います。その中で、町民による論議でいろいろなことがあると思いますけれども、例として挙げさせていただいたのは、美幌は、やはり、効果が出るのがちょっと遅いというようなこともあるのかなという例で、みどりの村の例を出させていただきましたので、特別、そのほかの意図は全くございませんので、そのように御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（古館繁夫君） 12番宗像密琇さん。

○12番（宗像密琇君） おおむね、私の言うこともわかっていただいていたのかななどという感触もありますが、先ほどの予算の問題で一言言わせてもらいます。

私も、もう過去という言葉になるでしょうか、ここしばらくゴルフはやっておりませんが、今から四十数年前からゴルフを始めまして、しばらくやっておりました。

概算で、おおよそどれぐらいという数字は、教育長、わかるのです。皆さん御存じの、パターを入れるところにグリーンがありますよね。芝生の色がちょっと違うところです。あそこだけで1億円というのが私がやっていたころの数字です。ですから、何ホールゴルフ場ができますよといったら、ホール数を数えただけで大体の金額がわかるのです。そのほかに植わっている芝生は安い芝生ですから、それはおおよその目安でわかるのです。

そういうことで、今度できるゴルフ場が何十億円、何百億円かがわかるのです。ましてや、パークゴルフ場は、管理費だとかなんとかというのは、草刈りなどをどのぐらいでできるのか、おおよそわかるでしょう。

ですから、そのような数字も大体つかんでいないで、ここで言えないようでは、お粗末だなと僕は思うのですよ。何も、きちんと、何百何十何円までを出せと言っているわけではありません。今度つくるパークゴルフ場は、54ホールだったらおおよそどのぐらい、72ホールだとこのぐらいかかります、そうしたら比較ができるでしょう。そうなると、岡本議員の言う話もわかってくるのですよ。今、パークゴルフをやられている方が何名ぐらい、それで、これから先、高齢者がふえてどうなるのか。そうしたら、72ホール分の計算をして、美幌は、健康づくりのために何千万円かけようとしている、何億円かけようとしているということが、この場で議論しなくても、おおよそこんなものかというのが大体わかると思うのですよ。そのぐらいの数字は出してしかるべきだと思いますよね。

ですから、そういうことを議員の皆さんは心配していると思うのですよ。ということは、無駄な金をかけないというのが私の考え方です。そして、効果が上がる、皆さんでせっせと積んできたパークゴルフ場が町長の公約どおりこれからやっと始まるぞ、皆さん、ちょっとお金がかかって、今、貯金が2億円ぐらいありますけれども、そのぐらいでやらせてくださいなんて言うと、いやいや、金はかかるけれども、いよいよできるか、それなら、私もパークゴルフをやったことがないけれども、新しいパークゴルフ場はどんなものか、一回やってみましょうなんて言って、とうとうパークゴルフにはまって健康になったわなんていう話になってくる、そういう想像が湧いてきますよね。それが、いやいや、最初の考えと違って、72ホールというゆったりと豪華なパークゴルフ場になる、今まであるものは全部潰してと。

考えたら、今も自転車で通っている方がいらっしゃると思います。自転車は二輪車、車は四輪車、大正橋を渡って入り口が100メートル、200メートル違ったらどれぐらい違うと思いますか。入り口をこっちにずらしたら、いやいや、72ホールのほうが近い、そんなばかな話はないでしょう。ペダルを何回こいだらなんていう話ですか、アクセルをちょっとふかせばどのぐらい、そういう話です。そうしたら、今あるパークゴルフ場の水のつかる分をずらしてつくったからといって、入り口が現在の公園のところまで回ったからとといったって、いかほどのものですか。私は、かえって健康のためによろしいのではないですか。

私も、そろそろ年をとってきたのか、パークゴルフ場を2回回っただけで息がはあはあ言うのです。ゆったりつくったら回れないかもしれないなんて笑い話になりますけれども、そういうことを考えたら、どこのパークゴルフ場に行っても、この近辺のパークゴルフ場では、それほどゆったりしなくても十分に楽しめる。

それで、提供してくれた図面をちょっと見ますと、こんなにすき間をあけていいのかななんて思いもちろっと見え隠れしましたけれども、そういう話は別としましても、私は、物事には順序というものがあると思います。もし、もうちょっと時間をいただければ、議員の皆さんにも、町民の皆さんにも納得できるなということであれば、そういうぐあいにしたほうがいい結果が生まれると思います。昔から、急がば回れという言葉がありますね。ですから、もうちょっと考える余地があるかないか、なければいけないし、あれば考えてみましてもよろしいですから、あれば一言お願いします。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 私の立場でお話ができるのは、やはり、早くパークゴルフ場を整備したいという気持ちは変わっておりません。それと、今まではどうかわかりませんが、予算をいただいたから、それで何でもできるのだよという考えは私は持っておりません。それは、当然、昔から持っていますし、今、自治基本条例ができた中においては、たとえ予算措置がされたとしても、そのことを何をどういうふうにするかということ町民とやりとりをしなければいけないことだというふうに私は理解しております。それは、今回、予算が通ったから、これで好きにやりますよということではないということだけははっきり申し上げたいというふうに思っております。

本来であれば、その都度、その都度やればいいのですけれども、その中で、意見が出て、やれる部分に関しては、私の未熟さから欠落していたことに対して何度もおわびしていることであって、図面を出すと、これに対して、こんなものとか、そういう部分のやりとりが多いような気がしております。それが、例えば、こういうふうにするよということであれば、本当に要所、要所で出さなければいけないし、逆に、そういう努力をしてこなかったことに対しては、何度も繰り返しま

すけれども、おわびをします。

そういう意味では、形が全部でき上がらないと、きちんとした意見、やりとりができないという雰囲気は今までの流れなのかなというふうに思っておりますので、（発言する者あり）今後は、きちんと皆さんと向き合ってやらせていただきたいというふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 12番宗像密瑠さん。

○12番（宗像密瑠君） 教育長、黙って話を聞いていたら、余りわけのわからんことを言わないでください。

いいですか、じゃあ、あなたは、家を建てるとしたら、建て上がるまでそういう話をするのでですか。建築屋さん和図面をにらめっこして、ああでもない、こうでもない話し合った上でやるのでしょうか。私はそこまで言えません、そこまで知らなかったから先ほど謝りました。はっきり言いましょう、そこまで言うのであれば、この場で出てきて答弁する意味がない。違いますか。あなた方は、何のために予算とにらめっこして今定例会に上げてくるのですか。

だから、そういうくだらない話をするのではない。もうちょっと大人の話をしなかったら、今、そういう話をしているわけではないでしょう。

順序の話を言ったら、順序がわからない者がこういう提案にかかってくるなど言いたいですよ。血圧の上がるようなことを言うのではない、くだらない。私たちは反対しているのではないのだ。順序をきちんと理解できるように、せめて議会議員だけでも理解できるようにしてくださいとお願いしているのです。

ここは、3回しかできない審議の場ではないのですよ。もう、表決するか、しないか、ぎりぎりのところで突っ張っているのですよ。そういう考え方だったら、私たちだっていろいろな権利を持っていますから、方法論はいろいろありますよ。これで、議会をとめ

てもいいのですよ。そういうばかみたいな意見を言わないでください。

今まで、過去に事例があるから、私たちは、町民から意見を預かっている立場でありますので、慎重に議論をしようとしているわけですよ。ですから、私たちの気持ちも理解していただいて、速やかに町民の喜ぶパークゴルフ場ができ上がればいいなと思っております。

54ホールも72ホールも経費がおおよそどれくらい違うぐらいのことがわからないのなら、こんな計算は出さないほうがいいですよ。最初からやらなければいいのですよ、どんな事業も。どの家でも、貯金がこのくらいしかないから、お兄ちゃん、お姉ちゃん、みんなの望むことは2年待ってね、3年待ってね、その頭の中にはいろいろな計算が入って、こういうことだから待ってちょうだい、多分、来年にはできると思うよなんて子供たちと相談するわけでしょう。いやいや、何ぼになるかわからないけれども、待ってと。そんなもの、子供だって、いつになるかわかんものだと、もう頼んで買うのも忘れてしまいますよ、3年もたったら。それと同じで、そういう議論をしにここに来ているわけではないのです。

少なくとも、私は、やるからにはきちんとやる、そして、やや反対の町民の方もいらっしゃる。その方々に、いや、こうなのですよ、こうこうこうなって、こうなります、でき上がったらぜひ一度などという夢のある話を私たちだってしたいのですよ。ところが、今度いよいよできるのだからね、どんなものができるの、いや、今のところ説明できない。できますか。それをあえて言わせていただいているのです。その辺を理解していただきたい。

こういうことは、ちょっとおくれでもきちんとやりましょう。おおよそ、心ではわかっているのです。わかっているのと説明するとは別ですから。人に聞かれても説明できるようにさせてくださいよ、お願いですから。

私たちがわからないことが一つ、ましてや町民がわからないこと、基本設計と実施設計というのはどういうぐあいに違うのですか。なぜかといったら、一回判こを押したらずつと行っちゃうから、今までの例から言うんです。ですから、私たちも自信がないから、自信を持って説明できるようにさせてください。お願いしているのです。

12番は、これで質問を終わります。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 先ほどの不適切な答弁は、おわびを申し上げたいと思います。

あとは、今の中で、今回提案させていただいておりますけれども、皆様に御理解をいただく時間をいただけるのであれば、今までの中でお示しできることは情報としてきちんとお話しする用意はありますので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） ほかに、質疑がある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、教育費についての質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開を、11時15分といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

次に、11款公債費212ページから213ページまでの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、公債費についての質疑を終わります。

次に、12款職員給与費214ページから215ページまでの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、職員給与費についての質疑を終わります。

次に、13款予備費216ページから21

7ページまでの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、予備費についての質疑を終わります。

以上で、一般会計歳出の質疑を終わります。

次に、歳入に入ります。

歳入は、一括して、20ページから73ページまでの質疑を許します。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 73ページの町債の関係なのですが、かなり積極的な事業予算になっている関係で前年対比ではふえているのですが、平成26年度の公債費比率の見通しとか、そういったことを含めて、状況がわかればお知らせいただきたいと思えます。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 多分、御質問は実質公債費比率のことかなと思いますが、平成26年度につきましては、過去3カ年の数値ではじきますので、決算が終了しないと申し上げることはできませんけれども、今までの過去3年のものを見ていきますと、単年だけではわかりませんが、いずれにせよ、公債費が減り、特に、分母となる交付税が主体となる標準財政規模もそれほど大きく変わる要素がないので、多分、若干でありますけれども、改善はされるであろうという見通しには立っております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑がある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 以上で、歳入の質疑を終わります。

これで、議案第35号平成27年度美幌町一般会計予算の質疑を終わります。

議案第36号平成27年度美幌町国民健康保険特別会計予算について、歳入歳出、一括して質疑を許します。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） それでは、295

ページの国民健康保険税と、そこに絡めて、309ページの基金の繰入金のことでお尋ねをいたします。

疑問点整理の中でも、資料を出していただいたり、民生部長のほうからお話もありました。その中で、国民健康保険税は、医療分と介護分、後期高齢者分の三つの構成でそれぞれ税率が決まって負担していただいているのですけれども、それぞれに必要な税率のバランスが崩れているというようなお話も承りました。

それで、今回、基金の金額3億867万3,000円を繰り入れして収入不足に充てるということで、基金の残高は238万9,000円ということなのですが、決算時点では、いろいろな努力をしたり、医療費の伸びだとか、あるいは交付金の収入増とか、そんなようなことで、結果的に積み戻しをしていくという形で、平均3億円を超える基金を年度末には保有するという形になっているわけです。

実は、ことしの国民健康保険特別会計の決算審査の中でも、本町におきます国民健康保険税の1人当たりに対する負担は全道順位で高いと。特に、世帯所得で100万円以下の世帯の未納、滞納というのが全体の35.6%と高負担となっていることから、現在保有している国民健康保険基金を活用した低所得者階層に対する負担軽減策などを検討すべきであるという特別委員会の審査意見を付したところでありましてけれども、今申し上げました、税率のバランスを調整したりする必要性があるとすれば、平成27年度中にこれらの税率のバランスの見直し、あるいは、議会が決算審査で報告した基金を活用した低所得者への負担軽減といったようなことについて前向きに取り組む必要があると思いますけれども、その辺の町長としての考え方みたいなものがあればお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 議員がおっしゃるよ

うに、バランスがちょっと崩れてきていると。そんな中で、3億数千万円の基金を持っているということでありまして、私も、担当のほうから説明を聞いておりますので、早い時期には、そのバランスを解消するために改正すると、片一方が上がって片一方が下がるというようなことがあると思います。

いずれにしろ、バランスが崩れているというような状況は認識をしておりますので、より詳しく知って、なるべく早い時期にバランスをうまくとれるような形にしていきたい、そのように考えております。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） あわせて、負担軽減を図る検討を税率のバランスの見直しとあわせてするべきではないかというのが決算審査委員会での強い審査意見でしたので、その辺について、町長の考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） まず、バランスをよくするというようなことを先にやりながら、軽減をどうできるかということについては、その後の課題としてしっかりと検討していきたい、そのように思っております。

○4番（上杉晃央君） 終わります。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 国民健康保険税が高いので支払いが大変だという声をよく聞きます。

それで、私は、過去5年になりますが、年間の基金が3億円を連続して超えるという状況のもとで、この基金を活用して国保税を引き下げるべきではないかと何度か提案をしてみました。

今回、予算の中で、国保基金がほぼ全額、国保会計に繰り入れられた。前年度残額3億1,089万円に対して3億867万3,000円ですから、すごいことが起きたなというふうに思っておりました。ところが、これだけの基金を繰り入れたにもかかわらず、国保税が下がる見込みであるというのは、施政方



針上は一切触れられていない、これは、私は一つの事件ではないかなと思っております。3,300世帯をもしかしたら割り込んでいるかもしれませんが、1世帯に換算すると8万円、9万円の引き下げが可能なだけの基金繰り入れが行われているにもかかわらず、税が引き下げにならないというのは、大変不思議なことだなということで、疑問点整理の中で基金繰り入れの目的についてお伺いをいたしました。そこでは、当初予算での基金繰り入れの目的は、保険税及び交付金の収入源を補填するためであるということなのです。

そこで、お聞きしたいのは1項目です。

実は、昨年度も2億7,488万5,000円が繰り入れされておりますが、結局、年度末では3億円を超える繰入金金を保有するという結果になっていると思っておりますが、同じ繰り入れ目的だったのでしょうか。

もう一つ、あわせてお聞きいたします。

保険税及び交付金の収入減を補填するためということで、減るだろうと推計された金額もあわせてお示しいただければと思います。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 御質問でございますけれども、繰入金の目的ということでございます。

目的につきましては、療養給付費について、被保険者は減少しております。それで、医療費でございますけれども、被保険者が減少しているにもかかわらず、支出は横ばいという近年の結果になっております。これはどういうことかといいますと、結果的に、収入が減少して支出の割合が高くなるという傾向がございます。

それから、収入減の補填でございますけれども、本年度については、農業所得あるいは給与所得の減少が見込まれます。減少が見込まれるということは、補填財源がふえるというようなことでございます。

それから、もう一点は、前期高齢者です。これは300ページにございますけれども、

65歳から74歳の加入者の医療費につきましては、2年間で清算するというような制度がございます。本年は、交付金が減少するというような形になりまして、差額は9,339万6,000円ございますけれども、これが減るとということは補填財源がふえる、こういう要因がございます。

それから、ほかに考えられるものとしましては、特別調整交付金です。これは、一部分でございますけれども、未定の部分がございますので、当初予算に組み込みません。これは、決算期には約2,500万円ほど、こちらのほうで申請いたしますので、その確保をすることによって基金を戻すと。

このような要因によって、当初予算では載せられないものもございますけれども、それが戻るという形です。要するに、国、道から入ってきますので、そのような仕組みにもなっているというということがございます。決算の結果からは、大江議員の御指摘のとおり、結果としては基金を戻すというようにになっております。私どもは課題とは考えていないのですが、おっしゃるとおりの結果になっているということです。医療費は、金額が大きいものですから、やはり病だとか水物の部分もございます。そのような形で見込みを算定して積算している形でございます。

いずれにしても、町民の皆さんの負担を軽減するような方法をとっていかねばならないということで努力してまいりたいと思っております。御理解いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 毎年、国民健康保険税の所得階層別滞納状況を決算時点で提出していただいております。手元でございます。所得なしという方におきましても課税はされておまして、その中から、例えば、平成25年度の滞納者は94名発生しています。100万円以下で見ますと、184世帯に滞納が発生しています。ちなみに、滞納額

は約6,000万円、5,736万8,000円です。国保税というのは、非常に所得の低い方にも、実は大変重い負担になっているということで、滞納世帯の62%は100万円以下に上っています。平成24年度は68%、平成23年度は69%、3分の2以上が100万円以下の所得の方々の滞納という状況になっているということを考えた場合に、毎年、見かけの上では、国保税を2年連続で繰り入れようとしているのですね。去年は、先ほど申しあげました2億7,400万円、ことしは3億円ちょっとの繰り入れをしているけれども、繰り入れをした金額以上に、年度末決算では基金の保有がふえるということになっては、目的が違うのではないかと思います。全額を税の引き下げに充てるとはあえて申しませんが、世帯数3,300で1億円を平均すると、世帯当たり3万円の引き下げができますね。そういう多額の金額がそういう目的で使われない限り、保有はし続ける、しかし税は下がらない、これはかけた税ですから、滞納は滞納でちゃんと払っていたかなければいかぬということで、担当者も相当苦勞されるわけです。しかし、課税所得ゼロ、どうやって払うのだという方が毎年2桁の滞納を抱えるわけですよ。

全道でも1人当たりで三十五、六番目に高いと言われている税本体の引き下げのために使わないと、説明がつかないのではないかと思います。

積算をしてみて、部長、どうですか。全然余裕がないですか。年度当初よりも年度末に基金がふえるということでは、一旦、繰り入れしたように見えるけれども、決算時点ではそっくり戻ってくると。これは、いよいよ説明がつかないなというふうに思うのですが、積算の上で感じているものがあつたら出していきたいのと、これは、やっぱり、町長の御決断がいよいよあるのではないかなと思うのですが、新年度の税はまだ公表されていないというふうに思うのです。それから、通知までに時間もあるということであれば、バ

イパスで戻ってくるのではなくて、1億円程度、保険税引き下げのために使うべきではないかというふうに思いますが、町長、この点ではいかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 国保会計における基金の問題で軽減されてはどうかというお話でありますけれども、この基金については、この議会の中でもいろいろな論議をいただいて、まずは健康づくりに使うべきではないかということで、そういう後押しをいただいて、健康づくり、あるいは、国保直診病院に係る経費の一部を充てさせていただいたりという取り組みをしてきました。

先ほど、上杉議員の答弁でもお答えさせていただきましたけれども、国保の基金というのは、多分、国保と介護と後期高齢の三本柱の中で、結果論として3億円ほどが基金という形で残っているということでもあります。

それで、国保税を下げるというのは、住民の皆さんにとっては非常にいい話だろうと思います。ただ、一方で、先ほど上杉議員の御質問に答弁させていただきましたけれども、まず一つには、バランスはどうなのかということで、バランスをとるような検討を早急にさせていただいて、その上で、保険税を下げるということは、いつも言っているように、一過性ではだめだと思っていますので、恒久的なシステムの中で考えていきたいという思いでおります。

また、滞納されている方も、所得が低い方については重いという方もありますけれども、一方で、滞納されている方の形態もさまざまありますので、全部が全部というようなことではなくて、担税力があつて納めない方については厳しい措置をとらせていただいております。

いずれにしろ、第一義的には、バランスをどうとっていけるか、基金の見通しも多分出てくると思いますので、その中でどうできるかということをもまずは考えていきたい、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 美幌町は、活用可能な国保基金が例年3億円以上あり、これで6年目になりますか。平成22年度当初以来、3億円を超えるというのが、安定的に6年です。しかも、これは、国で病気などがはやったら大変なので、療養給付費の一定額の3年間のトータルにある率をかけて保有をする必要があるということで積算された指導目標から見ても十分に余裕があるという状況なので、税の引き下げのために一定額を使うというのは、過去の実績から申しまして、それはやけどをする話ではない。場合によっては、年度当初に繰り入れた金額以上に戻ってきているというバイパスが構成されているということも含めて、ことしの基金繰り入れの目的は、疑問点整理の中では、保険税及び交付金の収入減を補填するだめだということなので、多分、例年の見込みどおりの収入がある、あるいは一定額は確保できるということは見えているのだと思います。

まだ税率だとか税額は公表されていない現段階ですので、ぜひ御検討いただきたいというふうに思います。

なお、美幌町としては、国保税を引き下げるために国が用意している支援金制度がありますよね。よそのまちでは、支援金を受けて、一般会計の一定割合を入れて税の引き下げを図っているというところもあるのですが、一般会計を使わなくても国保会計上はあるわけだから、そういうことをしなくてもできるという状況をしっかり押さえていただきたいと。

いつの時期になるかはわかりませんが、骨格予算ですけれども、しっかり計上されているという状況のもとで、どこかの時点で町長が判断されて、背中に荷物を持たないで選挙をやりたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 私から、積算の関係で、町長がおっしゃっています、バラン

スを保つことでどういうことが生じるかということをお説明したいと思います。

国民健康保険税と後期高齢は、率は分かれていますけれども、被保険者全員にかかります。これに加えて介護保険が国民健康保険税の中に入って、徴収するような形になります。介護保険は、40歳から64歳までの方が対象になります。

バランスからいきますと、国民健康保険税が少し多い感じで、後期高齢が少し少ない、介護も今は少ないというような形で、今、バランスが崩れています。

そこで、国民健康保険税の率を後期高齢と介護に持ってきてバランスを保つことによってどうなるかといいますと、国民健康保険から介護に持ってきますので、国民健康保険は結果的に安くなり、介護は高くなります。ただ、全部にかかっている方は、率を変更しないとした場合には変わりません。ただ、若年者だとか40歳以下の方は安くなるという現象が生まれる。バランスを保つことによって、39歳以下の方は少し料金が下がるというようなことが生まれるという御説明でございます。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 重たい荷物は軽くしてというようなお話ですけれども、これ以外にもたくさんの重たい荷物を背負っております。

今、民生部長が説明したように、まず、バランスをどうとるかというような中で考えております。ただ、国民健康保険税ということでもいただいていますので、それを全体的に下げるのか、国保だけを下げることなのか、いろいろと検討すべきことはあると思いますので、しっかりとバランスがとれるような、町民の皆さんにとっていいような、そして継続できるようなシステムを考えていきたい、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第36号の質疑を終わります。

議案第37号平成27年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出、一括して質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第37号の質疑を終わります。

議案第38号平成27年度美幌町介護保険特別会計予算について、歳入歳出、一括して質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第38号の質疑を終わります。

議案第39号平成27年度美幌町公共下水道特別会計予算について、歳入歳出、一括して質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第39号の質疑を終わります。

議案第40号平成27年度美幌町個別排水処理特別会計予算について、歳入歳出、一括して質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第40号の質疑を終わります。

議案第41号平成27年度美幌町水道事業会計予算について、歳入歳出、一括して質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第41号の質疑を終わります。

議案第42号平成27年度美幌町病院事業会計予算について、歳入歳出、一括して質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第42号の質疑を終わります。

ただいまから、会派等の審議を行いますので、暫時休憩をいたします。

再開は、おおむね3時30分をめぐりしておりますが、状況に応じて再開いたしますので、御了承願います。

休憩します。

午前11時50分 休憩

---

午後 3時30分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第12号美幌町自治基本条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号美幌町行政手続条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号美幌町法令遵守の推進に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号美幌町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号美幌町税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号美幌町保育所及び教育・保育の実施に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号美幌町季節保育所条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号美幌町へき地保育所条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号美幌町学童保育所条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号美幌町一時預かり事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定につ

いてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号美幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号美幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第27号美幌町指定介護予防支援等の

事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号美幌町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第29号美幌町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に

伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第32号美幌町教育委員会教育長の勤務条件及びサービスに関する条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第33号指定管理者の指定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号指定管理者の指定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

---

#### ◎延会宣告

○議長（古舘繁夫君） 本日は、これで延会いたします。

午後 3時43分 延会

---

#### ◎延会の議決

○議長（古舘繁夫君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

美幌町議会議長

署名議員

署名議員